

# 川島桶川資源循環組合公文例規程

令和7年4月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公文書に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の定義)

第2条 この訓令において「公文書」とは、次に掲げるもののほか、職員がその職務権限に基づいて作成する文書及び図画をいう。

(1) 法規文書 次に掲げるものについて作成する文書

ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第14条及び第16条の規定に基づき、組合議会の議決を経て制定し、管理者が公布するもの

イ 規則 法第15条及び第16条の規定に基づき、管理者が制定し、公布するもの

(2) 議案書及び専決処分書 次に掲げるものについて作成する文書

ア 議案 管理者が、組合議会の議決を経なければならない事件（条例の制定及び改廃を除く。）について、組合議会の審議を求めするために提出するもの

イ 専決処分 法第179条第1項又は第180条第1項の規定に基づき、管理者が組合議会に代わってその議決すべき事件（条例の制定及び改廃を除く。）を処分するもの

(3) 令達文書 次に掲げるものについて作成する文書

ア 訓令 管理者が、下級機関に対し、権限の行使について指揮するために発する命令で基本的事項を内容とするもの

イ 通達 上級機関が、下級機関に対し、職務執行上の細目的事項等について指示し、又は命令するもの

ウ 指令 個人若しくは団体等からの申請、出願その他の要求に基

づいて許可、認可、不許可等の処分をなし、又は指示するもの及び職権で、これらの者に対し、特定の事項を命令し、禁止し、若しくは指示し、又は既に与えた許可、認可等の処分を取り消すもの

(4) 告示文書 法令、条例等の規定又は職権に基づいて処分し、又は決定した事項その他一定の事項を広く一般の住民に公示するために作成する文書

(5) 契約文書 売買、交換、使用貸借、賃貸借、請負、委任その他契約に係る契約書、協定書、覚書、請書、委任状その他これらに類するもの

(6) 争訟文書 補正命令書、審査請求書副本送付及び弁明書提出通知書、弁明書、裁決書、決定書等の行政不服審査法（平成26年法律第68号）又はこれを準用する他の法令の規定に基づき作成する文書及び訴状、準備書面等の訴訟に関する書面

(7) 普通文書 次に掲げるものについて作成する文書

ア 照会 職務を執行するため、行政機関、個人又は団体に対して問い合わせるもの

イ 回答 照会又は依頼に対し、答えるもの

ウ 諮問 所轄の機関に対し、所定の事項について意見を求めるもの

エ 答申 諮問を受けた機関が、その諮問に対して意見を述べるもの

オ 申請又は願 所轄の機関に対し、許可、認可等の処分その他一定の行為を求めるもの

カ 進達 経由すべきものとされている申請書、願書、報告書その他の書類を上級機関に取り次ぐもの

キ 通知又は通報 行政機関、個人又は団体に対し、一定の事実、処分又は意思を知らせるもの

ク 報告 上級機関又は委任者に対し、一定の事実、経過等を知らせるもの

ケ 依頼 行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項を頼むもの

コ 協議 行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項について相談するもの

サ 届出 一定の事項を行政機関に届け出るもの

シ 勧告 行政機関、個人又は団体に対し、一定の事項を申し出ている措置を勧め、又は促すもの

ス その他 請求し、督促し、又は建議するもの

(8) 賞状、表彰状、感謝状、証明書その他前各号に掲げる文書以外のもの

(用字、用語及び文体)

第3条 公文書に用いる漢字、仮名遣い及び送り仮名については、それぞれ常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）によるものとする。

2 公文書の用語については、おおむね次の基準による。

(1) 特殊な言葉を用いたり、堅苦しい言葉を用いることをやめて、日常生活に用いられている易しい言葉を用いること。

(2) 名宛人に付ける敬称は、原則として「様」を用いること。

(3) 使い方の古い言葉を使わず、日常使い慣れている言葉を用いること。

(4) 言いにくい言葉を使わず、口調のよい言葉を用いること。

(5) 音読する言葉は、なるべく避け、耳で聞いて意味のすぐ分かる言葉を用いること。

(6) 音読する言葉で、意味の二様にとれるものは、なるべく避けること。

3 公文書の文体については、おおむね次の基準による。

(1) 文体は、条例、規則、議案、専決処分、告示、訓令及び契約に関する

る文書を除き、原則として「ます」体を用いること。

(2) 文語脈の表現は、なるべくやめて、平明なものとする。

(3) 文章は、なるべく区切って短くすること。

(4) 文の飾り、曖昧な言葉及び回りくどい表現は、なるべくやめて、簡潔な、論理的な文章とすること。

(5) 内容に応じ、なるべく箇条書の方法を取り入れ、一読して理解しやすい文章とすること。

(左横書きの原則)

第4条 公文書の書き方は、左横書きとする。ただし、次に掲げるものについて作成する公文書については、この限りでない。

(1) 法令の規定により縦書きと定められたもの

(2) その他特に縦書きが適当と認められるもの

(形式)

第5条 公文書の形式については、おおむね別記の基準による。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記（第5条関係）

目次

第1 法規文書の形式

1 条例

- (1) 新たに制定する場合
- (2) 全部を改正する場合
- (3) 一部を改正する場合
  - ア 1の条例の一部を改正する場合
  - イ 2の条例の一部を1の条例で改正する場合
  - ウ 3以上の条例の一部を1の条例で改正する場合
  - エ 附則で一部を改正する場合
- (4) 一部改正の方式
  - ア 題名の改正
  - イ 目次の改正
  - ウ 章、節等の改正
  - エ 見出しの改正
  - オ 条、項、号等の改正
    - (ア) 条、項、号、ただし書等の全部改正
    - (イ) 条、項、号、ただし書等の一部改正
    - (ウ) 条、項、号の追加
    - (エ) 条、項、号の廃止
- (5) 表、様式の改正
  - ア 表、様式の全部改正
    - (ア) 条中の表の全部改正
    - (イ) 別表の全部改正
    - (ウ) 様式の全部改正
  - イ 表、様式の一部改正
    - (ア) 表、様式中の字句の改正
    - (イ) 表、様式中の項の追加
    - (ウ) 表、様式中の項を削る場合
    - (エ) 表、様式中の項の増減と同時に字句を改正する場合
    - (オ) 別表を追加する場合

- (カ) 別表を削る場合
- (6) 廃止する場合
- (7) 附則を規定する場合
  - ア 施行期日
  - イ 既存の条例の廃止
  - ウ 経過措置
  - エ 他の条例の改正
    - (ア) 施行期日を規定する場合
    - (イ) 既存の条例の改廃を規定する場合
    - (ウ) 経過措置を規定する場合
- (8) 条例の公布文及び条例番号
- (9) 条例の提案理由

## 2 規則

### 第2 議案書及び専決処分書の形式

### 第3 令達文書の形式

#### 1 訓令

- (1) 規程形式による場合
- (2) 規程形式によらない場合

#### 2 通達

#### 3 指令

### 第4 告示文書の形式

### 第5 契約文書の形式

### 第6 普通文書の形式

### 第7 証明書形式

### 第8 賞状、表彰状及び感謝状の形式

### 第1 法規文書の形式

#### 1 条例

- (1) 新たに制定する場合

- ア 本則が項のみからなる場合

例1

題名 

×××○○○条例
----------







(2) 全部を改正する場合

例4

柱書	{	×××○○○条例
		×○○○条例(元号○○年川島桶川資源循環組合条例第○号)の全部を改正する。
		×(○○)
		第1条×○○○○○○○○。
		.....
		.....
		×(○○○)
		第○条×○○○○○○○○。
		×××附×則
		×○○○○○○○○○○。

(備考)

条例を全部改正する場合の形式は、「当該条例の全部を改正する」旨の柱書を置くことを除き、すべて条例を新たに制定する場合の形式によること。

(3) 一部を改正する場合

ア 1の条例の一部を改正する場合

例5

×××○○条例の一部を改正する条例

×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)の一部を次のように改正する。

×(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応××する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第○条 ..... <u>△△△</u> .....	第○条 ..... <u>□□□</u> .....

×××附×則

×この条例は、元号○年○月○日から施行する。

イ 2の条例の一部を1の条例で改正する場合

例6

×××○○条例及び△△条例の一部を改正する条例

第1条×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)  
×の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対×  
××応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第○条 …… <u>△△△</u> ……。	第○条 …… <u>□□□</u> ……。

第2条×△△条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)  
×の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、……………。

改正前	改正後
第○条 ……。	第○条 ……。

×××附×則

×この条例は、元号○年○月○日から施行する。

(備考)

- (1) 共通の動機に基づいて2の条例を改正する場合は、原則としてこの例によること。
- (2) 2の条例を1の条例で改正する場合は、原則として条例の公布年月日順に規定すること。

ウ 3以上の条例の一部を1の条例で改正する場合

例7

×××○○条例等の一部を改正する条例

×(○○条例の一部改正)

第1条×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)  
×の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対×  
××応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第○条 …… <u>△△△</u> ……。	第○条 …… <u>□□□</u> ……。

×(△△条例の一部改正)

第2条×△△条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)  
×の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

改正前	改正後
第○条・・・・・・・・・・。	第○条・・・・・・・・・・。

×(□□条例の一部改正)

第3条×□□条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)

×の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

改正前	改正後
第○条・・・・・・・・・・。	第○条・・・・・・・・・・。

×××附×則

×この条例は、元号○年○月○日から施行する。

(備考)

- (1) 共通の動機に基づいて3以上の条例を改正する場合は、原則としてこの例によること。
- (2) 3以上の条例を1の条例で改正する場合は、原則として条例の公布年月日順に規定すること。
- (3) 3以上の条例を1の条例で改正する場合は、各条に「(○○条例の一部改正)」のように見出しを付けること。

エ 附則で一部を改正する場合

例8

×××○○条例の一部を改正する条例

×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)の一部を次のように改正する。

(略)

×××附×則

1×この条例は、元号○年○月○日から施行する。

2×川島桶川資源循環組合○○条例(元号○年川島桶川資源循環×組合条例第○号)の一部を次のように改正する。

××(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応×××する改正案の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第〇条 …… <u>△△△</u> ……。	第〇条 …… <u>□□□</u> ……。

(4) 一部改正の方式

ア 題名の改正

イ 目次の改正

ウ 章、節等の改正

エ 見出しの改正

オ 条、項、号等の改正

(ア) 条、項、号、ただし書等の全部改正

(イ) 条、項、号、ただし書等の一部改正

例9

×(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応  
××する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
×××川島桶川資源循環組合 <u>〇</u>	×××川島桶川資源循環組合 <u>△</u>
××× <u>〇</u> 条例	××× <u>△</u> 条例
目次	目次
×第1章× <u>〇〇〇</u>	×第1章× <u>△△△</u>
××第1節× <u>〇〇〇</u>	××第1節× <u>△△△</u>
×××第1款× <u>〇〇〇</u>	×××第1款× <u>△△△</u>
<u>本則</u>	<u>本則</u>
×( <u>〇〇</u> )	×( <u>△△</u> )
第〇条×…… <u>〇〇〇</u> ……。	第〇条×…… <u>△△△</u> ……。
2×…… <u>〇〇〇</u> ……。	2×…… <u>△△△</u> ……。
×(1) …… <u>〇〇〇</u> ……。	×(1) …… <u>△△△</u> ……。
××ア×…… <u>〇〇〇</u> ……。	××ア×…… <u>△△△</u> ……。
×××(ア) …… <u>〇〇〇</u> ……。	×××(ア) …… <u>△△△</u> ……。
×××附×則	×××附×則
×(施行期日)	×(施行期日)
第1条×……。	第1条×……。
×(〇〇)	×(〇〇)
第2条×…… <u>〇〇〇</u> ……。	第2条×…… <u>△△△</u> ……。

(ウ) 条、項、号の追加

a 条を加える場合

例10

×(1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存  
××在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・・・。	第1条×・・・・・・・・・・。 第2条×・・・・・・・・・・。

(条の繰上げ、繰下げが必要な場合)

×(1) 次の表中、改正前の欄の条(以下「改正前の条」という。)  
××の表示及びそれに対応する改正後の欄の条(以下「改正後の  
××条」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当  
××該改正前の条を当該改正後の条とする。

×(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない  
××場合にあつては、当該改正後の条を加える。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・・・。	第1条×・・・・・・・・・・。 第2条×・・・・・・・・・・。
第2条×・・・・・・・・・・。	第3条×・・・・・・・・・・。

(繰上げ、繰下げの条中に改正がある場合)

×(1) 次の表中、改正前の欄の条(以下「改正前の条」という。)  
××の表示及びそれに対応する改正後の欄の条(以下「改正後の  
××条」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当  
××該改正前の条を当該改正後の条とする。

×(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない  
××場合にあつては、当該改正後の条を加える。

×(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応  
××する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第  
××1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・・・。	第1条×・・・・・・・・・・。 第2条×・・・・・・・・・・。
第2条×・・・ <u>○○○</u> ・・・。	第3条×・・・ <u>△△△</u> ・・・。

注：項、号を加える場合は、条の例に準ずる。

ただし書又は後段を加える場合は、次の例による。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・ <u>とする。</u>	第1条×・・・・・・・・ <u>とする。た</u>
第2条×・・・・・・・・ <u>とする。</u>	<u>だし、・・・・・・・・。</u> 第2条×・・・・・・・・ <u>とする。こ</u> <u>の場合において、・・・・・・・・。</u>

(エ) 条、項、号の廃止

a 条の廃止

例11

×(1) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存  
××在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条を削る。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・。	第1条×・・・・・・・・。
<u>第2条</u> ×・・・・・・・・。	

(条の繰上げ、繰下げが必要な場合)

×(1) 次の表中、改正前の欄の条(以下「改正前の条」という。)  
××の表示及びそれに対応する改正後の欄の条(以下「改正後の  
××条」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当  
××該改正前の条を当該改正後の条とする。

×(2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない  
××場合にあっては、当該改正前の条を削る。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・。	第1条×・・・・・・・・。
第2条×・・・・・・・・。	
第3条×・・・・・・・・。	<u>第2条</u> ×・・・・・・・・。

(繰上げ、繰下げする条中に改正がある場合)

×(1) 次の表中、改正前の欄の条(以下「改正前の条」という。)  
××の表示及びそれに対応する改正後の欄の条(以下「改正後の  
××条」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当  
××該改正前の条を当該改正後の条とする。

×(2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない  
××場合にあっては、当該改正前の条を削る。

×(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応

××する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第××1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・・・。 第2条×・・・・・・・・・・。 第3条×・・・・ <u>〇〇〇</u> ・・・・。	第1条×・・・・・・・・・・。 第2条×・・・・ <u>△△△</u> ・・・・。

注：項、号を削る場合は、条の例に準ずる。

ただし書又は後段を削る場合は、次の例による。

改正前	改正後
第1条×・・・・・・・・・・とする。 <u>た だし、・・・・・・・・・・。</u> 第2条×・・・・・・・・・・とする。 <u>こ の場合において、・・・・・・・・。</u>	第1条×・・・・・・・・・・とする。 第2条×・・・・・・・・・・とする。

(5) 表、様式の改正

ア 表、様式の全部改正

例12

(ア) 条中の表の全部改正

×第〇条の表を次のように改める。


例13

(イ) 別表の全部改正

×別表を次のように改める。

別表(第〇条関係)


--	--	--

例14

(ウ) 様式の全部改正

×様式第○号を次のように改める。

様式第○号(第△条関係)

--

イ 表、様式の一部改正

例15

(ア) 表、様式中の字句の改正

×(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する  
××改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
別表第○(第○条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">           午前○時から午後○時まで         </div>	別表第○(第○条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;">           午前○時から午後△時まで         </div>

注:様式中の字句の改正は、表の例に準ずる。

例16

(イ) 表、様式中の項の追加

×(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する  
××改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後				
別表第○(第○条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; display: flex; justify-content: space-around;"> <span>○○審議会委員</span> <span>○○○</span> </div>	別表第○(第○条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">○○審議会委員</td> <td style="padding: 2px 5px;">○○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">△△審議会委員</td> <td style="padding: 2px 5px;">△△△</td> </tr> </table> </div>	○○審議会委員	○○○	△△審議会委員	△△△
○○審議会委員	○○○				
△△審議会委員	△△△				

例17

(ウ) 表、様式中の項を削る場合

×(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する  
 ××改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後						
別表第○(第○条関係)	別表第○(第○条関係)						
<table border="1"> <tr> <td>○○審議会委員</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td>△△審議会委員</td> <td>△△△</td> </tr> </table>	○○審議会委員	○○○	△△審議会委員	△△△	<table border="1"> <tr> <td>○○審議会委員</td> <td>○○○</td> </tr> </table>	○○審議会委員	○○○
○○審議会委員	○○○						
△△審議会委員	△△△						
○○審議会委員	○○○						

例18

(エ) 表、様式中の項の増減と同時に字句を改正する場合

×(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する  
 ××改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後						
別表第○(第○条関係)	別表第○(第○条関係)						
<table border="1"> <tr> <td>○○審議会委員</td> <td>○○○</td> </tr> </table>	○○審議会委員	○○○	<table border="1"> <tr> <td>○○審議会委員</td> <td>△△△</td> </tr> <tr> <td>□□協議会委員</td> <td>□□□</td> </tr> </table>	○○審議会委員	△△△	□□協議会委員	□□□
○○審議会委員	○○○						
○○審議会委員	△△△						
□□協議会委員	□□□						

例19

(オ) 別表を追加する場合

×(1) 次の表中、改正前の欄の表(以下「改正前の表」という。)の表示  
 ××及びそれに対応する改正後の欄の表(以下「改正後の表」)の表示に  
 ××下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の表を当該改正後の表  
 ××とする。

×(2) 次の表中、改正後の表に対応する改正前の表が存在しない場合に  
 ××あつては、当該改正後の表を加える。

改正前	改正後		
別表第1(第○条関係) 略	別表第1(第○条関係) 略 別表第2(第○条関係)		
	<table border="1"> <tr> <td>○○</td> <td>○○○○</td> </tr> </table>	○○	○○○○
○○	○○○○		

別表第2(第○条関係) 略	別表第3(第○条関係) 略
別表第3(第○条関係) 略	別表第4(第○条関係) 略
別表第4(第○条関係) 略	別表第5(第○条関係) 略

例20

(カ) 別表を削る場合

×(1) 次の表中、改正前の欄の表(以下「改正前の表」という。)の表示  
 ××及びそれに対応する改正後の欄の表(以下「改正後の表」という。)  
 ××の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の表を改正後  
 ××の表とする。

×(2) 次の表中、改正前の表に対応する改正後の表が存在しない場合に  
 ××あつては、当該改正前の表を削る。

改正前	改正後		
別表第1(第○条関係) 略 別表第2(第○条関係)	別表第1(第○条関係) 略		
<table border="1"> <tr> <td>○○</td> <td>○○○○</td> </tr> </table>	○○	○○○○	
○○	○○○○		
別表第3(第○条関係) 略 別表第4(第○条関係) 略 別表第5(第○条関係) 略	別表第2(第○条関係) 略 別表第3(第○条関係) 略 別表第4(第○条関係) 略		

(6) 廃止する場合

例21

<p>×××○○条例を廃止する条例          ×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)は、廃止する。          ×××附×則          ×この条例は、元号○年○月○日から施行する。</p>
--

例22

<p>×××条例等を廃止する条例          ×次に掲げる条例は、廃止する。          ×(1) ○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)          ×(2) △△条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)          ×××附×則          ×この条例は、元号○年○月○日から施行する。</p>
---

(備考)

(1) 共通の動機に基づいて2以上の条例を廃止する場合は、原則とし

てこの例によること。

- (2) 2以上の条例を1の条例で廃止する場合は、原則として条例の公布年月日順に規定すること。

(7) 附則を規定する場合

附則は、おおむね次の順序により規定すること。

ア 施行期日

イ 既存の条例の廃止

ウ 経過措置

エ 他の条例の改正

- (ア) 施行期日を規定する場合

例23

×この条例は、公布の日から施行する。

(備考)

この例は、当該条例の内容をあらかじめ住民に周知させておく必要がある場合は、用いないこと。

例24

×この条例は、元号〇年〇月〇日から施行する。ただし、第〇条の規定は、元号〇年〇月〇日から施行する。

例25

×この条例は、元号〇年〇月〇日から施行する。ただし、第〇条及び第〇条の改正、第〇条の次に1条を加える改正、第〇条の改正並びに附則第〇条及び第〇条の改正は、元号〇年〇月〇日から施行する。

例26

×この条例は、公布の日から起算して〇日を経過した日から施行する。

例27

×この条例は、公布の日から施行し、元号〇年〇月〇日から適用する。

例28

×この条例は、公布の日から施行し、改正後の第〇条の規定は、元号〇年〇月〇日から適用する。

(備考)

例27及びこの例は、当該条例の内容が住民の既得の権利を侵害し、又は住民に新たな義務を課するものである場合は、原則として用いないこと。

(イ) 既存の条例の改廃を規定する場合

例29

1×この条例は、元号○年○月○日から施行する。	
2×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)は、廃止する。	
3×○○条例(元号○年川島桶川資源循環組合条例第○号)の一×部を次のように改正する。	
×(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応××する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。	
改正前	改正後
第○条×・・・ <u>△△△</u> ・・・	第○条×・・・ <u>□□□</u> ・・・

(備考)

この例は、当該条例の制定に伴って既存の条例を廃止し、又は、改正する必要が生じた場合に用いること。

(ウ) 経過措置を規定する場合

例30

×この条例の施行の際、現に改正前の第○条の規定による許可を受けて○○業を営んでいる者は、改正後の第○条の規定により○○業の許可を受けた者とみなす。
---

例31

×この条例の施行前に○○した○○については、なお従前の例による。
----------------------------------

(8) 条例の公布文及び条例番号

例32

公布文	×○○条例をここに公布する。
	××元号○年○月○日 川島桶川資源循環組合管理者 氏 名



第〇号議案

×××工事請負契約の締結について

×次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

1×工 事 名××〇〇〇〇〇〇〇〇

2×施工箇所××〇〇〇〇〇〇〇〇

3×履行期限××〇〇〇〇〇〇〇〇

4×請負金額××〇〇〇〇〇〇

5×請負業者××住 所

氏名又は名称

代表者職氏名

××元号〇年〇月〇日提出

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

×××××提×案×理×由

×〇〇工事の請負契約を締結したいので、川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

第〇号議案

×××財産の取得について

×次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

1×財産の種類××〇〇〇〇〇

2×所 在××〇〇〇〇〇〇〇〇

3×面 積××〇〇〇〇〇

4×取得金額××〇〇〇〇〇

××元号〇年〇月〇日提出

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

××××××提×案×理×由

×〇〇のため、上記のとおり財産を取得したいので、川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

例36

第〇号議案

×××〇〇〇〇委員の選任について

×〇〇〇委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所

氏 名

××元号〇年〇月〇日提出

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

××××××提×案×理×由

×〇〇〇〇委員〇〇〇〇の任期は、元号〇年〇月〇日満了となるが、後任として〇〇〇〇を選任することについて同意を得たいので、〇〇〇法第〇条の規定により、この案を提出するものである。

例37

第〇号議案

×××専決処分の承認を求めることについて

×〇〇〇条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求める。

××元号〇年〇月〇日提出

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

××××××提×案×理×由

×〇〇〇法の一部を改正する法律が元号〇年〇月〇日に施行されたことに伴い、緊急に〇〇〇条例を改正する必要性が生じ、元号〇年〇月〇日〇〇〇〇〇〇条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第〇号議案

×××専決処分の承認を求めることについて

×〇〇〇〇工事の請負契約を締結することについて地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

××元号〇年〇月〇日提出

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

××××××提×案×理×由

×〇〇〇〇工事の請負契約を締結することについて、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

×次の事項について、地方自治法(昭和22年法律67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

×××○○○○条例の一部を改正する条例(別紙)

××元号○年○月○日

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名

専 決 処 分 書

×次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

1×工事名××○○○○○

2×施工箇所××○○○○○○○

3×履行期限××○○○○○

4×請負金額××○○○○○

5×請負業者××住 所  
氏名又は名称  
代表者職氏名

××元号○年○月○日

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名



(2) 規程形式によらない場合

例43

川島桶川資源循環組合訓令第○号

令達先

×○○○○○○○○○○○○○○。

××元号○年○月○日

川島桶川資源循環組合管理者 氏

名



3 指令

(1) 職権に基づく場合

例45

	指令文書記号第○号×
住	所××
氏	名×
×○○○法(元号○年法律第○号)第○条の規定により、○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○を命ずる(禁止する、取り消す等)。	
××元号○年○月○日	
(注 2行空けること。)	
川島桶川資源循環組合管理者	氏 名 <sup>印</sup> ×
(注 2行空けること。)	
教	示
審査請求等の教示事項	

(2) 申請、出願等に基づく場合

例46

指令文書記号第○号×

住 所××

氏 名×

×元号○年○月○日付け(第○号)で申請のあった○○については、○○  
法(元号○年法律第○号)第○条の規定により、(申請のとおり)許可  
(認可等)する。

××元号○年○月○日

(注 2行空けること。)

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名  ×

例47

指令文書記号第○号×

住 所××

氏 名×

×元号○年○月○日付け(第○号)で申請のあった○○については、○○  
法(元号○年法律第○号)第○条の規定により、許可(認可等)しない。

××元号○年○月○日

(注 2行空けること。)

川島桶川資源循環組合管理者 氏 名<sup>印</sup>×

(注 2行空けること。)

教 示

審査請求等の教示事項





第5 契約書の形式

例52

○ ○ ○ ○ 契 約 書		
×川島桶川資源循環組合(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)とは、○○○○○に関し、次のとおり契約を締結する。		
×(○○)		
第1条×○○○○○○○○○○○○○		
2×○○○○○○○○○○○。		
×(○○)		
第2条×○○○○○○○○○○○○○○○		
×(1)×○○○○○○○		
××ア×○○○○○○○○○		
×××(ア)×○○○○○○○○○		
×(定めのない事項)		
第○条×前各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるもの×とする。		
×この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。		
××元号○年○月○日		
住 所		
甲 川島桶川資源循環組合		
(注 2行空けること。)		
川島桶川資源循環組合管理者 氏		名印×
(注 2行空けること。)		
住 所		
乙 氏		名印

(備考)

題名は、一見して契約の趣旨がわかるように簡潔なものを付けること。

第6 普通文書の形式

例53

	文書記号第○号× 元号○年○月○日×
(注 1行空けること。)	
×受信者(職)氏                      名様	
(注 1行空けること。)	
	発信者 職 (氏                      名)印×
(注 2行空けること。)	
×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××	
×××○○について(照会)	
×このことについて○○○○○下記の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
回答してください。	
×なお、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
○○○○。	
	記
1×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
×○○○。	
2×○○○○○○○○○○○○○○。	

(備考)

- (1) 標題は、一見して文書の趣旨がわかるように簡潔なものを付けること。
- (2) 項目を細別する場合は、次の例によること。

第1
1
(1)
ア
(ア)

第7 証明書の形式

1 一般の証明書

例54

○ ○ ○ 証 明 書	
住	所××
氏	名×
×上記の者に対し、○○○○○○○○○したことを証明する。	
××元号○年○月○日	
(注 2行空けること。)	
川島桶川資源循環組合管理者 氏	名印×

2 奥書証明

例55

(証 明 願 文)	
×上記のとおり相違ないことを証明する。	
××元号○年○月○日	
(注 2行空けること。)	
川島桶川資源循環組合管理者 氏	名印×

第8 賞状、表彰状及び感謝状の形式

1 賞状

例56

賞状	〇等	〇〇〇〇様(君等)	あなたは川島桶川資源循環組合主催の〇〇〇〇〇会において頭書の成績を収めたのでこれを賞します	××元号〇年〇月〇日	××川島桶川資源循環組合管理者 氏 名 印
----	----	-----------	---	------------	--------------------------------

例57

賞状	〇〇〇会	本組合主催の〇〇〇〇〇会において優秀な成績を収められたことは〇〇〇に貢献するところ多大であります よってここに賞します ××元号〇年〇月〇日	川島桶川資源循環組合管理者 氏 名 印
----	------	--	---------------------------

2 表彰状

例58

表 彰 状	〇〇学校〇〇クラブ	みなさんの〇〇クラブは〇〇〇〇されました これは他の模範となります よって表彰し ます	××元号〇年〇月〇日	××川島桶川資源循環組合管理者 氏 名 印
-------------	-----------	---	------------	--------------------------------

例59

表 彰 状
〇〇〇〇様(君等)
あなたは〇年余にわたり〇〇〇〇〇〇〇〇に努められるとともに〇〇〇〇に協 力されました よって〇〇〇〇〇周年を迎えるに当たり表彰します
××元号〇年〇月〇日
川島桶川資源循環組合管理者 氏 名印

3 感謝状

例60

感謝状	○○○様(君等)
あなたは多年○○○○○として献身的な努力を尽されよくその職分を全うされました	
よってここに感謝の意を表します	
××元号○年○月○日	
×××川島桶川資源循環組合管理者 氏 名 印	

例61

感謝状
○○○委員会
○○○○○○○に多大の協力をなされたのでここに感謝の意を表します
××元号○年○月○日
川島桶川資源循環組合管理者 氏 名 印